

5. 取扱加盟店マニュアルの作成

〈期間延長に伴う改定版〉

Go To Eatキャンペーン食事券 「取扱加盟店マニュアル」	食事券の換金方法②
3. 食事券と伝票を輪ゴムでまとめる 換金伝票の1枚目は取扱加盟店控として保管いただき、2、3枚目を表紙にして食事券と一緒にまとめてください。その際、食事券の向き（表裏・上下）を揃えて、ホチキス止めせず輪ゴムでまとめてください。 （枚数をカウントする際に、ホチキス止めであると支障をきたすため） ※「食事券」枚数と「換金伝票」の記入内容が合っているか確認してください。 ※500円券と1000円券で分けて輪ゴムで束ねてください。	
4. 専用封筒に入れて郵送 料金受取人払郵便で発送してください。（郵便代は受取人払い） 控えは必ず保管してください。 必ず「Go To Eatキャンペーン埼玉県プレミアム付食事券」の専用封筒に入れてください。他自治体発行の食事券を入れても換金できません。 埼玉県の取扱加盟店の使用済み食事券送付先 〒450-8790 愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30東海ビルディング5F (株) JTBBビジネスネットワーク 法人事業部 中部 ビジネスサポートチーム Go To Eatキャンペーン 埼玉県事務局 行 送付手順と確認事項 1. 使用済み食事券(半券)に店舗印を押印または記載してください。 2. 食事券の取扱加盟店控えを切り取り、保管してください。 3. 「使用済み食事券換金伝票」にもれなく記入してください。 (記入日・店舗情報・期間・枚数・金額・加盟店登録番号) 4. 「使用済み食事券換金伝票」の1枚目は取扱加盟店控えとして保管し、2、3枚目と使用済み食事券を500円券と1000円券に分け、それぞれを輪ゴムで束ね封筒に入れてください。 (ホチキス止めはしないでください) 封筒を閉じる前にご確認ください ☐ 取扱加盟店控えを切り取った使用済み食事券(大さいほう) ☐ 必要項目を記入した「使用済み食事券換金伝票」(2、3枚目) ※ 食事券が封筒に入りきらない場合は次のページを参照	

-16-

Go To Eatキャンペーン食事券 「取扱加盟店マニュアル」	食事券の換金方法③（食事券が封筒に入りきらない場合）
特に指定はございませんので加盟登録店舗にてお選びいただいた方法で着払いにてお送りください。（ゆうパックをお勧めします） ※一度着払いで発送いただいた場合、ご返金はいたしませんのでご注意ください	
換金手順 セットした使用済み食事券換金伝票を入れて送付してください。 ※お手数ですが、送付箱と受取人払い専用伝票は、取扱加盟店様でご準備ください。 ※注意事項 ●500円券と1,000円券で分けて輪ゴムで束ねてください。 ●発送いただく回数に関しては原則月2回ですがあまりにも多い場合は事務局にご相談ください。 ●発送の際は、ゆうパックのご利用をお勧めしております。 全国の郵便局をはじめ、取り扱いを行っているコンビニエンスストアからも発送いただけます。 ◇ゆうパックにてご郵送の場合の送付先◇ 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30東海ビルディング5F (株) JTBBビジネスネットワーク 法人事業部 中部 ビジネスサポートチーム Go To Eatキャンペーン 埼玉県事務局 行 電話番号:048-644-5690 ※換金封筒の郵便番号とは異なりますのでご注意ください。	
※注意事項（詐欺行為にご注意ください） Go To Eatキャンペーン 埼玉県事務局として直接、食事券を回収にお伺いすることはありませんので、必ず郵送にて処理をお願いします。	

-17-

Go To Eatキャンペーン食事券 「取扱加盟店マニュアル」	対応例① 「こんな場合、どう対応するか？」
主だった対応例を記載します。詳しくはP20記載「総合Q&A」も参照してください。	
Q1 多額の食事券が使用される場合 1回の食事券の購入に上限がありますが、購入回数の上限はありませんので、お1人で何冊か使用される場合が考えられます。 受領される場合は、偽造加工、色合いなどにより食事券が真正なものか十分確認してください。	
Q2 使用者が誤って食事券を洗濯したことなどにより、食事券が毀損されている場合 次に記載している内容であれば使用可能です。 ・券番・金額が確認できるもの ・券面の面積が5分の4以上のもの それでも、判断できなければ取扱加盟店コールセンターへお問い合わせください。 ※アルコールにより券面の文字が消える場合がございます。取扱にはご注意ください。	
Q3 取扱加盟店控え用半券（小）のみを収受し、換金用半券（大）を使用者に返却してしまった場合 換金は換金用半券（大）にて換金作業を行います。 換金用半券（大）が無い場合には取扱加盟店控え用半券（小）のコピーをしてコピーした方は取扱加盟店で保管し、原券を郵送してください。その場合には必ず取扱加盟店コールセンターにその旨をお伝えください。換金作業等にお時間がかかる可能性があります。	
Q4 誤って必要以上の食事券を切り取ってしまった場合 最初に、誠意をもって使用者の方にお詫びをしてください。 その後、余分に受け取った食事券をお返してください。決して、現金との交換はしないでください。	

-18-

Go To Eatキャンペーン食事券 「取扱加盟店マニュアル」	対応例② 「こんな場合、どう対応するか？」
換金について	
Q1 同封した使用済み食事券換金伝票の控えと実際の振込み額が異なっていた場合はどのようにすれば良いですか？ 金額に差異が生じた場合は、カウントした枚数を正として一旦精算を実施いたします。 疑義が生じた部分については、調査（半券の券番の照合等）を実施し、後日の精算となります。 換金伝票の控えと入金金額は、必ず精算サイクルの都度ご確認頂きますようお願い致します。連絡先は、取扱加盟店コールセンターへお問い合わせください。	
Q2 封筒に入らない量での使用済み食事券の発送はどのようにすれば良いですか？ 特に指定はございませんので、ダンボール等を加盟登録店舗にてご用意いただき、着払いでお送りください。（P.17参照）	
Q3 換金の明細はもらえるのですか？ 事務局では換金明細は発行いたしません。 使用済み食事券換金伝票の取扱店控にてご確認ください。	

-19-

5. 取扱加盟店マニュアルの作成

〈期間延長に伴う改定版〉

Go To Eatキャンペーン食事券 「取扱加盟店マニュアル」	総合Q&A
食事券使用について Q1. 販売期間と販売箇所は A. 令和2年10月23日（金）からです。第二期販売開始時期は未定です。 販売窓口は全国のファミリーマート店頭（多機能端末Famiポート）となっています。 詳しくは事務局ホームページでご確認ください。 Q2. 使用期限は A. 令和2年10月23日（金）～令和3年6月30日（水）となります。 Q3. 使用期限を過ぎた食事券を持ってきた場合はどうすればよいのか A. 使用期限を過ぎた食事券は受け取らないでください。 Q4. おつりは出しいいのか A. おつりを渡すことはできません。また原則、総額500円未満の食事には使えません。 Q5. 食事券で足りない分の支払いはどうすればいいのか A. 現金などで不足分を受け取って下さい。 Q6. 例えば、税込990円の場合に500円券を2枚または1,000円券1枚で計1,000円分を出し、おつりはいらないとされた場合はどうすればいいのか A. 500円券1枚と現金でのお支払いをお願いして下さい。おつりはいらないとされてもお断りして下さい。 Q7. 食事券で食事をした場合にお店独自のポイント等をつけてよいのか A. ポイント加算やサービス券をお渡しすることは可能です。また、違う種類の食事券や割引券と組み合わせ使用も可能です。 Q8. 別の都道府県の食事券を持ち込まれたらどうするか A. 埼玉県以外の食事券は一切使えません。受け取ってしまった場合でも換金できません。 Q9. 食事券の交換、再利用はできるか A. 食事券の交換、譲渡、売買、再利用はできません。 また、購入した食事券での直接換金および商品仕入れ等への使用はできません。 Q10. 食事券に他店舗の押印やサインのあるものを受け取ってもよいのか A. 受け取りを拒否して下さい。この食事券は既に使用されたものであるため、使用することはできません。	
-20-	

Go To Eatキャンペーン食事券 「取扱加盟店マニュアル」	総合Q&A
参加対象について Q1. デリバリーやテイクアウト専門店でも参加可能ですか。 A. デリバリーやテイクアウト専門店は対象外になります。 ただし、登録飲食店が自ら行うデリバリーやテイクアウトは対象になります。 Q2. 食事券利用対象店舗とオンライン飲食予約対象店舗は別で申込が必要ですか。 A. 別途、申込が必要となります。 Q3. オンラインクーポンと食事券は併用可能ですか。 A. 併用可能です。 Q4. 参加可能な飲食店とは何ですか。 A. 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類されている飲食店のうち、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所であつ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）」に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和2年5月14日、一般社団法人 日本フードサービス協会及び一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組むことを本事業の参加条件にすることとし、その取組内容を店頭で掲示している飲食店になります。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風俗営業法」という。）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店は対象外となります。 Q5. ホテル内でレストランを営んでいるが、対象になりますか。 A. ホテルとは切り離して、宿泊者以外の方が利用できる形で運営されているレストランであれば、飲食店とみなすことができ、対象となります。 Q6. カラオケボックスですが、対象になりますか。 A. カラオケボックスは「76飲食店」ではなく「80娯楽業」に該当しますので、対象になりません。 なお、「グルメリクエスト」などについては、同店におけるサービスが主に飲食を中心とするものであるのか、カラオケの利用を中心とするものであるのかによって判断されることになります。 Q7. 家族で小さな飲食店を営んでいます。Go To Eatキャンペーンに参加するには事業規模要件はありますか。 A. 家族経営の小さな飲食店など規模の大小にかかわらず事業に参加していただくことができます。 Q8. Go To Eatキャンペーンに参加するには、どのような感染症対策を行えばいいのですか。 A. 業界ガイドラインに基づき、感染症予防対策に取り組んでいただき、その旨を店頭に掲示していただきます。また、来店する消費者に「外食をするときのお願い」を周知していただきます。 このほか、詳細は、新型コロナウイルス感染症対策分科会から意見を聴いた上で、農林水産省が決定し、お知らせすることとしています。 ※今後更新の可能性あり	
-21-	

Go To Eatキャンペーン食事券 「取扱加盟店マニュアル」	総合Q&A
取扱加盟店について Q1. 取扱店の一覧を見ることはできるか A. 「Go To Eatキャンペーン埼玉県プレミアム付食事券 取扱加盟店一覧」への掲載は事務局ホームページで随時追加掲載いたします。 Q2. 登録内容に変更があった場合はどうすればよいのか A. 速やかに事務局までご連絡ください。 Q3. 使用期間中に取扱いを中止したい場合は A. 期間中の取扱い中止がないようご協力をお願いします。 やむを得ない事情で中止にする場合は事務局にご連絡ください。また、登録証は破棄し、店舗に掲示してある「ステッカー」や「ポスター」等を撤去してください。 取扱加盟店一覧に記載されている場合は、中止以降も来店されることもありますので、その際は取扱店から使用者に対するご説明をお願いします。	
換金について Q1. 換金伝票への記載を間違えてしまった場合は A. 2本線まで訂正し訂正印押印の上、正しい枚数および金額を記入して下さい。 尚、訂正印は全てに押して下さい。 Q2. 換金伝票に記載された金額と振込金額が違う場合はどうすればよいのか A. 振込後2週間以内に、半券をご用意のうえ、食事事務局までご連絡ください。控えの半券がない場合、また振込から2週間が経過している場合は異議申し立てができませんのでご注意ください。 また最終の申し立ては令和3年7月20日（火）までとします。 Q3. 郵便が届かない等のトラブルがあった場合はどうなるのか A. 控えて保管いただいている取扱加盟店控え（小）と換金伝票の1枚目とで代用します。未着のトラブルを避けるためにも必ず郵便局から特定記録郵便でお送りください。 Q4. 食事券の取扱加盟店控えと換金伝票控えはいつまで保管するのか A. 換金期間が終了し、全ての換金が終了するまでは大切に保管して下さい。 本事業終了後、令和3年8月31日（火）以降に廃棄をお願いします。 Q5. 換金は毎回しなければいけないのか A. 換金は全ての回でする必要はありません。食事券の使用状況に応じてお願いします。 Q6. 使用者から受け取った食事券の盗難、紛失、滅失等があった時はどうなるのか A. 取扱加盟店の責任となります。食事券の取扱、保管には十分ご注意ください。	
-22-	

Go To Eatキャンペーン食事券 「取扱加盟店マニュアル」	＜問い合わせ先＞
Go To Eatキャンペーン埼玉県事務局 不明な点がございましたら下記、取扱加盟店向けコールセンターまでご連絡ください。	
受付時間	10:00～17:00 ・月～金（平日のみ）
T E L	048-644-5690
F A X	048-649-4510
E - m a i l	goto-eat-saitama001@bsec.jp
ホ - ム ペ - ジ	https://saitama-goto-eat.com/
	
-23-	